第百七十二条第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百七十二条第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第百七十六条第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第百七十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類（同条）に」を「の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第百七十七条の十四第一項並びに第百七十七条の十六第一項及び第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第百七十七条の二十二第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第百七十七条の二十三第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類（同条）に」を「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第百七十六条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百八十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百九十一条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第百九十二条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第二百一条第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第二百二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に」、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第二百条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第二百二条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百六十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百六十七条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第二百七十二条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百七十八条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ。」に、「」を加算した金額」を「次項において「累積税額」という。」を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合